

## 有料・無料職業紹介事業者及び無料船員職業紹介事業者の方へ

下記の雇用関係給付金について、有料・無料職業紹介事業者及び無料船員職業紹介事業者が取り扱った場合にも支給の対象となります。

取扱いを希望する有料・無料職業紹介事業者及び無料船員職業紹介事業者の方は、その主たる事務所（本店等）の最寄りの都道府県労働局長に提出して下さい。

### 雇用関係給付金を取り扱うことができる有料・無料職業紹介事業者とは

職業安定法第4条第7項の職業紹介事業者（有料職業紹介事業者〔許可〕、無料職業紹介事業者〔許可・届出〕）又は船員職業安定法第6条第4項の無料船員職業紹介事業者（無料船員職業紹介事業者〔許可・届出〕）であり、厚生労働省職業安定局長の定める項目について同意し、事前にその主たる事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長に、同意する旨の同意書の提出を行っているもの

### 雇用関係給付金（取り扱うことができる助成金等とは）

#### 雇用給付金

特定就職困難者雇用開発助成金	国（都道府県労働局）が支給
高年齢者雇用開発特別奨励金	国（都道府県労働局）が支給
被災者雇用開発助成金	国（都道府県労働局）が支給
精神障害者雇用安定奨励金	国（都道府県労働局）が支給
職場支援従事者配置助成金（職場支援パートナー配置助成金）	国（都道府県労働局）が支給
地域再生中小企業創業助成金	国（都道府県労働局）が支給
定年引上げ等奨励金（高年齢者労働移動受入企業助成金）	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が支給

#### 再就職給付金

再就職支援給付金	国（都道府県労働局）が支給
----------	---------------

### 厚生労働省職業安定局長が定める項目

- (1) 雇用給付金の取扱いを希望する場合の項目
  - イ 事業主及び求職者に対して取扱いを希望する雇用給付金制度の説明及び周知を行うこと。
  - ロ 雇用給付金の対象労働者とその紹介により就職させたときは、雇用関係給付金事務取扱手引の手に従い、定められた期限内に、書類の提出、証明書の発行等を行うこと。
- (2) 再就職給付金の取扱いを希望する場合の項目
  - イ 事業主に対して再就職給付金制度及び公共職業安定所における再就職に係る支援の内容の説明、周知を行うこと。
  - ロ 計画対象被保険者又は支援書等対象被保険者の再就職を実現したときは、速やかに、委託者たる事業主に対して、再就職先の雇入れに係る証明書の発行等を行うこと。
- (3) 共通項目
  - イ 雇用関係給付金の支給に関し、都道府県労働局、公共職業安定所、独立行政法人高年齢・障害・求職者雇用支援機構又は地域障害者職業センター（以下「労働局等」という。）の求めに応じて、必要な報告、文書の提出又は労働局等への出頭を行うこと。また、労働局等の職員が求めた場合には、その事業所内に立ち入らせ、質問に回答し、帳簿書類の検査を受けること。
  - ロ 会計検査院による検査の際に労働局等に協力すること。
  - ハ 都道府県労働局長の指示により、雇用関係給付金に関する取扱いを行う職業紹介事業者である旨を示す職業安定局長が定める様式の標識を別添の同意書に係る事業所一覧に記載した事業所の見やすい場所に掲示すること。
  - ニ 雇用関係給付金の支給に関し自ら不正な行為を行い、又は関係者の不正行為を助長した場合及び同意事項を適切に履行しないと認められる場合には、都道府県労働局長の指示に従い標識を返還すること。
  - ホ ニにより標識を返還した場合には、返還に至った事由が改善され、再び雇用関係給付金の取扱いが

適正に行われるものと主たる事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長が認めるまでの間、再び同意書の提出は行わないこと。

- へ 同意書に係る事業所を追加する場合は、所定の書類を提出すること。
- ト 別添の同意書に係る事業所一覧から事業所を削除する場合又は同意を撤回する場合は、所定の書類をその1か月前までに提出すること。

---

---

## 雇用関係給付金に係る取扱いを行うための手続きは

---

---

### 同意書の提出

厚生労働省職業安定局長が定める項目について同意した上で、雇用関係給付金に係る取扱いを希望する職業紹介事業者及び無料船員職業紹介事業者は、「雇用関係給付金の取扱いに係る同意書」をその主たる事務所（本店等）の最寄りの都道府県労働局長あて提出してください。

また、複数の事業所で雇用関係給付金に係る取扱いを希望する場合は、その事業所分を取りまとめて一つの同意書として提出してください。

なお、職業安定法第33条の2の規定により厚生労働大臣に届出を行い無料の職業紹介事業を行う者又は船員職業安定法第40条第1項の規定により無料の船員職業紹介事業を行う者（学校等）は最寄りの公共職業安定所に「雇用関係給付金の取扱いに係る同意書」を提出してください。

### 同意書受理通知書及び標識の交付

「雇用関係給付金の取扱いに係る同意書受理通知書」及び「雇用関係給付金に関する取扱いを行う者である旨を示す標識」が都道府県労働局長から交付されます。また、学校等に対しては、公共職業安定所を通じて交付されます。

なお、雇用給付金に係る標識は緑色の標識、また再就職給付金に係る標識はオレンジ色の標識が交付されます。

### 標識の掲示

上記の標識を雇用関係給付金に係る取扱いを行う各事業所の見やすい場所に掲示してください。

### 有効期間

厚生労働大臣の許可を受けて職業紹介事業を行う者は、許可の満了する日までの期間内で希望する期間です。また、厚生労働大臣に届出を行って職業紹介事業を行う者及び国土交通大臣の許可を受けて又は国土交通大臣に届出を行って無料の船員職業紹介事業を行う者は有効期間を定めません。

（注意）

雇用関係給付金の支給に関し、自ら不正な行為を行い、又は関係者の不正行為を助長した場合及び同意事項を適切に履行しない場合には、上記の有効期間内であっても、同意書受理通知書及び標識を返還していただくこととなります。

様式、添付書類等詳しくは最寄りの都道府県労働局で確認してください。

厚生労働省・都道府県労働局

## 特定就職困難者雇用開発助成金

特定求職者を継続して雇用する労働者として雇い入れた事業主に対して、賃金の一部を助成することにより、これらの者の雇用機会の増大を図ることを目的としています。

### ○ 対象事業主

公共職業安定所、地方運輸局（運輸監理部並びに厚生労働大臣が国土交通大臣に協議して指定する地方運輸局監理部又は運輸支局の事務所を含む。（以下「地方運輸局」という。））又は雇用関係給付金を扱うことができる有料・無料職業紹介事業者（※1）の紹介により次の求職者（65歳未満の者に限る。）を雇い入れた事業主の方です。

- ① 60歳以上の者
- ② 身体・知的・精神障害者
- ③ 母子家庭の母等
- ④ 父子家庭の父（児童扶養手当の受給者に限る。）
- ⑤ 中国残留邦人等永住帰国者
- ⑥ 北朝鮮帰国被害者等
- ⑦ 認定駐留軍離職者
- ⑧ 手帳所持者（沖縄・漁業・本四架橋）
- ⑨ 認定港湾運送事業離職者

（※1）：雇用関係給付金を取り扱うことができる有料・無料職業紹介事業者とは、事前に厚生労働省職業安定局長の定める項目について同意する旨の届出を行い、それを示す「標識」を掲げている事業者です。

### ○ 支給要件

受給するためには、次の要件すべてに該当している必要があります。

- ① 雇用保険の適用事業の事業主であること。
- ② 対象労働者（上記①から⑨）を雇用保険の被保険者として雇い入れ、助成金の受給終了後も引き続き相当期間雇用することが確実と認められること。
- ③ 対象労働者の雇入れの前日から起算して6か月前の日から1年間の間に、当該事業所で雇用する被保険者（短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く。）を事業主の都合で解雇（勧奨退職等を含む。）していないこと。
- ④ 対象労働者の雇入れの前日から起算して6か月前の日から1年間の間に、当該事業所において、特定受給資格者（※2）となる離職理由によりその雇用する被保険者（短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く。）を被保険者数の6%を超えて離職させていないこと（3人以下である場合を除く。）。

上記に該当する場合であっても、次のいずれかに該当する場合は支給されません。

- ① 公共職業安定所、地方運輸局又は職業紹介事業者の紹介以前に雇用関係又は雇用の内定があった対象労働者を雇入れる場合。
- ② 助成金の支給対象期間中、対象労働者を事業主の都合により解雇（勧奨退職等を含む。）した場合。
- ③ 雇い入れた日の前日から過去3年間に当該事業所において、職場適応訓練（短期を除く。）を受け、又は被保険者として雇用した者を雇い入れる場合。
- ④ 雇い入れられた日の前日から過去1年間に対象労働者を雇用していた事業主と資本的・経済的・組織的関連性等からみて密接な関係にある事業主が雇い入れる場合。
- ⑤ 支給対象期に係る対象労働者に対する賃金を支払期日を超えて支給申請を行うまでに支払っていない場合
- ⑥ 公共職業安定所、地方運輸局又は職業紹介事業者の紹介時点と異なる条件で雇い入れ、当該対象労働者から異なる旨の申し出があった場合。
- ⑦ 高年齢者雇用確保措置を講じていないことにより、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づき、当該確保措置を講ずべきことの勧告を受けた場合。
- ⑧ 労働保険料の納付を2年を超えて滞納している場合。
- ⑨ 偽りその他の不正の行為により本来受けることのできない各種助成金の支給を受け、又は受けようとしたことにより、3年間にわたる助成金の不支給措置が執られている場合。
- ⑩ 労働関係法令の違反により、当該事業主に助成金を支給することが適当でないと認められる場合。

（※2）：特定受給資格者とは、離職理由が、倒産・解雇等により再就職の準備をする余裕がなく離職を余儀なくされた雇用保険受給資格者です。

## ○ 助成内容

対象労働者別の支給額は次の表のとおり。助成対象期間を6か月ごとに区分した期間を支給対象期（第1期、第2期、第3期、第4期）といい、支給対象期に分けて支給します。

	対象労働者	支給額	助成対象期間	支給対象期ごとの支給額
短時間労働者以外	① ②・③以外の者	50(90)万円	1年	第1期25(45)万円、第2期25(45)万円
	② 身体・知的障害者	50(135)万円	1年(1年半)	第1期25(45)万円、第2期25(45)万円、第3期(45)万円
	③ 重度障害者等※	100(240)万円	1年半(2年)	第1期33(60)万円、第2期33(60)万円、第3期34(60)万円、第4期(60)万円
短時間労働者※	⑤ ⑥以外の者	30(60)万円	1年	第1期15(30)万円、第2期15(30)万円
	⑥ 身体・知的・精神障害者	30(90)万円	1年(1年半)	第1期15(30)万円、第2期15(30)万円、第3期(30)万円

※ 重度障害者等とは、重度身体・知的障害者、精神障害者、45歳以上の身体・知的障害者をいいます。

※ 短時間労働者とは、一週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満である者をいいます。

( )内は中小企業に対する支給額です。

## ○ 受給するための手続き

対象事業主が、助成の対象となる労働者を雇い入れた場合には、対象労働者に係る支給対象期（6か月ごとに第1期、第2期、第3期、第4期と区分します。）の末日から起算して2か月以内に支給申請書に必要な書類を添えて事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長に申請を行います。なお、当該申請については、当該都道府県労働局長の指揮監督する公共職業安定所長を経由して行うことができます。

様式、添付書類等詳しくは最寄りの都道府県労働局又は公共職業安定所で確認してください。

# 高年齢者雇用開発特別奨励金

65歳以上の離職者を1年以上継続して雇用する労働者として雇い入れた事業主に対して、賃金の一部を助成することにより、これらの者が引き続きその経験等を生かして働き社会で活躍することへの支援を強化することを目的としています。

## ○ 対象事業主

公共職業安定所、地方運輸局（運輸監理部並びに厚生労働大臣が国土交通大臣に協議して指定する地方運輸局監理部又は運輸支局の事務所を含む。（以下「地方運輸局」という。））又は雇用関係給付金を扱うことができる有料・無料職業紹介事業者（※1）の紹介により以下に該当する65歳以上の離職者を1年以上継続する労働者として雇い入れた事業主の方です。

（※1）：雇用関係給付金を取り扱うことができる有料・無料職業紹介事業者とは、事前に厚生労働省職業安定局長の定める項目について同意する旨の届出を行い、それを示す「標識」を掲げている事業者です。

## ○ 対象労働者

受給するためには、次の要件すべてに該当している対象労働者を雇い入れる必要があります。

- ① 雇入れ日における満年齢が65歳以上の者（船員として雇い入れられた者であって、次表の左欄に掲げる者については、雇入れ日における満年齢が同表の右欄以上である場合、高年齢者雇用開発特別奨励金の対象労働者となります（船員保険と雇用保険の統合に当たって、船員保険において60歳以上であった適用除外年齢が、雇用保険の適用除外年齢の65歳まで段階的に引き上げられることにあわせた措置）。

昭和25年4月1日までに生まれた者	60歳
昭和25年4月2日から昭和26年4月1日までの間に生まれた者	61歳
昭和26年4月2日から昭和27年4月1日までの間に生まれた者	62歳
昭和27年4月2日から昭和28年4月1日までの間に生まれた者	63歳
昭和28年4月2日から昭和29年4月1日までの間に生まれた者	64歳

- ② 紹介日及び雇入れ日現在、以下のいずれにも該当しない者
- イ 高年齢継続被保険者
  - ロ 短期雇用特例被保険者
  - ハ その他、イ・ロ以外の者であって当該雇入れに係る事業主以外の事業主と一週間の所定労働時間が20時間以上の雇用関係にある労働者
- ③ 雇用保険又は船員保険の被保険者資格を喪失した離職の日から3年以内に雇い入れられた者
- ④ 雇用保険又は船員保険の被保険者資格を喪失した離職の日から起算して1年前の日から当該喪失日までの間に被保険者であった期間が6か月以上あった者

## ○ 支給要件

受給するためには、次の要件すべてに該当している必要があります。

- ① 雇用保険の適用事業の事業主であること。
- ② 対象労働者を一週間の所定労働時間が20時間以上の労働者として雇い入れ、かつ1年以上継続して雇用することが確実と認められること。
- ③ 対象労働者の雇入れの前日から起算して6か月前の日から1年間の間に、当該事業所で雇用する被保険者（短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く。）を事業主の都合で解雇（勧奨退職等を含む。）していないこと。
- ④ 対象労働者の雇入れの前日から起算して6か月前の日から1年間の間に、当該事業所において、特定受給資格者（※2）となる離職理由によりその雇用する被保険者（短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く。）を被保険者数の6%を超えて離職させていないこと（3人以下である場合を除く。）。

上記に該当する場合であっても、次のいずれかに該当する場合は支給されません。

- ① 公共職業安定所、地方運輸局又は職業紹介事業者の紹介以前に雇用関係又は雇用の内定があった対象労働者を雇入れる場合。
- ② 助成金の支給対象期間中、対象労働者を事業主の都合により解雇（勧奨退職等を含む。）した場合。

- ③ 雇い入れた日の前日から過去3年間に当該事業所において、職場適応訓練（短期を除く。）を受け、又は被保険者として雇用した者を雇い入れる場合。
- ④ 雇い入れられた日の前日から過去1年間に対象労働者を雇用していた事業主と資本的・経済的・組織的関連性等からみて密接な関係にある事業主が雇い入れる場合。
- ⑤ 支給対象期に係る対象労働者に対する賃金を支払期日を超えて支給申請を行うまでに支払っていない場合
- ⑥ 公共職業安定所、地方運輸局又は職業紹介事業者の紹介時点と異なる条件で雇い入れ、当該対象労働者から異なる旨の申し出があった場合。
- ⑦ 高年齢者雇用確保措置を講じていないことにより、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づき、当該確保措置を講ずべきことの勧告を受けた場合。
- ⑧ 労働保険料の納付を2年を超えて滞納している場合。
- ⑨ 偽りその他の不正の行為により本来受けることのできない各種助成金の支給を受け、又は受けようとしたことにより、3年間にわたる助成金の不支給措置が執られている場合。
- ⑩ 労働関係法令の違反により、当該事業主に助成金を支給することが適当でないと認められる場合。

(※2)：特定受給資格者とは、離職理由が、倒産・解雇等により再就職の準備をする余裕がなく離職を余儀なくされた雇用保険受給資格者です。

## ○ 助成内容

支給額は次の表のとおり。助成対象期間を6か月ごとに区分した期間を支給対象期（第1期、第2期）といい、支給対象期に分けて支給します。

対象労働者	支給額	助成対象期間	支給対象期ごとの支給額
① 短時間労働者以外	50(90)万円	1年	第1期25(45)万円、第2期25(45)万円
② 短時間労働者 ※	30(60)万円	1年	第1期15(30)万円、第2期15(30)万円

※ 短時間労働者とは、一週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満である者をいいます。  
( )内は中小企業に対する支給額です。

## ○ 受給するための手続き

対象事業主が、助成の対象となる労働者を雇い入れた場合には、対象労働者に係る支給対象期（6か月ごとに第1期、第2期と区分します。）の末日から起算して2か月以内に支給申請書に必要な書類を添えて事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長に申請を行います。なお、当該申請については、当該都道府県労働局長の指揮監督する公共職業安定所長を経由して行うことができます。

様式、添付書類等詳しくは最寄りの都道府県労働局又は公共職業安定所で確認してください。

# 被災者雇用開発助成金

被災離職者及び被災地域に居住する求職者を雇入れた事業主に対して、賃金の一部を助成することにより、これらの者の雇用機会の増大を図ることを目的としています。

## ○ 対象事業主

公共職業安定所、若しくは地方運輸局（運輸局監理部並びに厚生労働大臣が国土交通大臣に協議して指定する運輸支局及び地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む（以下「地方運輸局」という。））又は有料・無料職業紹介事業者若しくは無料船員職業紹介事業者（※1）の紹介により以下に該当する被災離職者又は被災地域居住者を1年以上継続して雇用することが見込まれる労働者として雇入れた事業主の方です。また当該助成金の対象となる労働者を10人以上雇い入れ、1年以上継続して雇用した場合、助成金の上乗せを行います。

（※1）：雇用関係給付金を取り扱うことができる有料・無料職業紹介事業者とは、事前に厚生労働省職業安定局長の定める項目について同意する旨の届出を行い、それを示す「標識」を掲げている事業者です。

## ○ 対象労働者

受給するためには、次の1又は2に該当している対象労働者を雇い入れる必要があります。

1. 以下の(1)から(3)のいずれにも該当する者

- (1) 東日本大震災（以下「震災」という。）発生時に際し災害救助法が適用された市町村の区域（東京都を除く。以下「特定被災区域」という。）において就業していた者
- (2) 震災後に離職し、その後安定した職業についたことがない者
- (3) 震災により離職を余儀なくされた者

2. 以下の(1)～(4)のいずれにも該当する者

- (1) 特定被災区域に居住する（震災により特定被災区域外に住所または居所を変更している者を含み、震災の発生後に特定被災区域へ居住することとなった者を除く）求職者
- (2) 震災後安定した職業についたことがない者
- (3) 平成23年3月1日から平成24年9月30日までの間に、ハローワーク等から職業を紹介され、又は職業指導を受けた者その他求職活動を行った者。ただし、震災発生時に原発事故に伴う警戒区域・計画的避難区域・緊急避難準備区域に居住していた者等については、平成24年9月30日までに求職活動を行っていても助成対象になります。
- (4) 以下のいずれかに該当する者でない者
  - ① 新規学卒者（職業安定法施行規則（昭和22年労働省令第12号）第35条第2項に規定する新規学卒者をいう。）であって、卒業した年又は卒業する予定の年の3月31日までに安定所等の紹介を受け、当該紹介により雇い入れられた者
  - ② 学校教育法（昭和22年法律第26号）第134条に規定する各種学校又は学校教育法以外の法律で規定された学校において、専修学校に類する教育の課程を卒業した者又は卒業予定の者であって、卒業した年又は卒業する予定の年の3月31日までに安定所等の紹介を受け、当該紹介により雇い入れられた者

## ○ 支給要件

受給するためには、次の要件すべてに該当している必要があります。

- ① 雇用保険の適用事業の事業主であること。
- ② 対象労働者を雇用保険の一般被保険者かつ、1年以上継続して雇用することが見込まれるること。
- ③ 対象労働者の雇入れの前日から起算して6か月前の日から1年間の間に、当該事業所で雇用する被保険者（短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く。）を事業主の都合で解雇（勧奨退職等を含む。）していないこと。
- ④ 対象労働者の雇入れの前日から起算して6か月前の日から1年間の間に、当該事業所において、特定受資格者（※2）となる離職理由によりその雇用する被保険者（短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者除く。）を被保険者数の6%を超えて離職させていないこと（3人以下である場合を除く。）。

(※2)：特定受給資格者とは、離職理由が、倒産・解雇等により再就職の準備をする余裕がなく離職を余儀なくされた雇用保険受給資格者です。

上記に該当する場合であっても、次のいずれかに該当する場合は支給されません。

- ① 公共職業安定所、地方運輸局又は職業紹介事業者の紹介以前に雇用関係又は雇用の内定があった対象労働者を雇入れる場合。
- ② 助成金の支給対象期間中、対象労働者を事業主の都合により解雇（勧奨退職等を含む。）した場合。
- ③ 雇い入れた日の前日から過去3年間に当該事業所において、職場適応訓練（短期を除く。）を受け、又被保険者として雇用した者を雇い入れる場合。
- ④ 雇い入れられた日の前日から過去1年間に対象労働者を雇用していた事業主と資本的・経済的・組的関連性等からみて密接な関係にある事業主が雇い入れる場合。
- ⑤ 支給対象期に係る対象労働者に対する賃金を支払期日を超えて支給申請を行うまでに支払っていない場合
- ⑥ 公共職業安定所、地方運輸局又は職業紹介事業者の紹介時点と異なる条件で雇い入れ、当該対象労働者ら異なる旨の申し出があった場合。
- ⑦ 高年齢者雇用確保措置を講じていないことにより、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づき、当該確保措置を講ずべきことの勧告を受けた場合。
- ⑧ 労働保険料の納付を2年を超えて滞納している場合。
- ⑨ 偽りその他の不正の行為により本来受けることのできない各種助成金の支給を受け、又は受けようとしたことにより、3年間にわたる助成金の不支給措置が執られている場合。
- ⑩ 労働関係法令の違反により、当該事業主に助成金を支給することが適当でないと認められる場合。

## ○ 助 成 内 容

支給額は次の表のとおり。支給対象期間（雇入れから6か月ごとに区切ったした期間）ごとに2回（第1期、第2期）に分けて支給します。

対象労働者	支給額	支給対象期ごとの支給額
①短時間労働者以外	50（90）万円	第1期25（45）万円 第2期25（45）万円
②短時間労働者（※）	30（60）万円	第1期15（30）万円 第2期15（30）万円

※ 短時間労働者とは、一週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満である者をいいます。  
( )内は中小企業に対する支給額です。

## ○ 受給するための手続き

対象事業主が、助成の対象となる労働者を雇い入れた場合には、対象労働者に係る支給対象期（6か月ごと第1期、第2期と区分します。）の末日から起算して2か月以内に支給申請書に必要な書類を添えて事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長に申請を行います。なお、当該申請については、当該都道府県労働局長の指揮監督する公共職業安定所長を経由して行うことができます。

様式、添付書類等詳しくは最寄りの都道府県労働局又は公共職業安定所で確認してください。

### ○ 被災者雇用開発助成金の拡充

- ① 被災者雇用開発助成金の第2期目の支給決定が行われた対象労働者が10人以上となった事業主の方が支給対象となります。また第2期目の支給が行われている場合であっても、対象者の自己都合による離職等により1年以上雇用されていない場合は上乗せ助成の対象者の人数に含めることはできません。
- ② 支給額は以下のとおりです。

中小企業事業主	90万円
中小企業以外の事業主	50万円
- ③ 申請期間は10人目以降の対象労働者の第2期支給決定がなされた日の翌日から起算して、2か月以内です。
- ④ 上乗せ助成金は、事業主ごとに1回のみ支給されます。

# 精神障害者雇用安定奨励金

精神障害者の雇用を促進するとともに職場定着を図るため、精神障害者を新たに雇い入れ、又は休職者を職場復帰させるとともに、精神障害者が働きやすい職場づくりを行った事業主に対して、奨励金を支給するものです。

## I 精神障害者支援専門家活用奨励金

### ○ 対象事業主

精神障害者をハローワーク、地方運輸局（運輸監理部並びに厚生労働大臣が国土交通大臣に協議して指定する地方運輸局監理部又は運輸支局の事務所を含む。以下「地方運輸局」という。）又は雇用関係給付金を扱うことができる有料・無料職業紹介事業者（※）の紹介により雇い入れるとともに、精神保健福祉士等の精神障害者の支援に係る専門家（精神障害者支援専門家）を雇い入れ、又は委嘱し、精神障害者の雇用管理に関する業務を行わせる事業主の方です。

（※）：雇用関係給付金を取り扱うことができる有料・無料職業紹介事業者とは、事前に厚生労働省職業安定局長の定める項目について同意する旨の届出を行い、それを示す「標識」を掲げている事業者です。

### ○ 助成内容

精神障害者をハローワーク、地方運輸局又は有料・無料職業紹介事業者の紹介により雇用保険の一般被保険者として雇い入れるとともに、精神障害者支援専門家（※）を雇用保険の被保険者として雇い入れ、又は委嘱した場合、奨励金を支給します。

精神障害者の雇入れ日の前後6か月間に精神障害者支援専門家の雇入れ又は最初の委嘱を行うことが必要です。

①精神障害者の雇入れ、②精神障害者支援専門家の雇入れ又は委嘱のいずれか遅い日から1年間を支給対象期間とし、6か月毎に第1期、第2期に分けて次のとおり支給します。

#### 1 精神障害者支援専門家を雇い入れた場合

精神障害者支援専門家の所定労働時間により、以下のとおり支給します。ただし、支給対象期間の賃金額がこれを下回る場合は、賃金額を上限として支給します。

精神障害者支援専門家の区分	第1期	第2期	合計
イ 短時間労働者（※）以外の場合	90万円	90万円	180万円
ロ 短時間労働者の場合	60万円	60万円	120万円

※ 短時間労働者とは、一週間の所定労働時間が、20時間以上30時間未満である者をいいます。

#### 2 精神障害者支援専門家を委嘱した場合

精神障害者支援専門家の委嘱1回あたり1万円

1事業主あたり第1期と第2期の支給額の合計は24万円を上限とします。

※ 精神障害者支援専門家とは、次のいずれかに該当するものをいいます。

- 1 精神保健福祉士、臨床心理士、臨床発達心理士、社会福祉士、作業療法士、医師、看護師又は保健師の資格を有する者であって、精神障害者の支援に係る実務経験が3年以上の者
- 2 障害者職業センターにおける障害者職業カウンセラーとしての実務経験が3年以上の者
- 3 精神科、心療内科等を標榜する病院又は診療所、精神保健福祉センター、保健所、精神障害者の生活支援施設等で精神障害者の支援に係る実務経験を5年以上有する者

## ○ 受給するための手続き

支給対象期間は、次の①又は②のいずれか遅い方の日から1年間とし、6か月ごとに2回に分けて支給されます。

支給申請については、支給対象期（第1期・第2期）の末日の翌日から起算して1か月以内に、必要な書類を添えて支給申請書を都道府県労働局に提出する必要があります。

- ① 精神障害者の雇入れ
- ② 精神障害者支援専門家の雇入れ又は委嘱

## ○ その他の注意点

雇い入れる精神障害者、雇い入れる又は委嘱する精神障害者支援専門家が、過去3年間に働いたことのある事業所に雇い入れられる場合は、支給対象となりません。

最初の雇入れ日等の前日から起算して6か月前の日から、最後の雇入れ等の日から6か月を経過する日までの間に被保険者を事業主都合により解雇している場合、又は同期間において最初の雇入れ日における被保険者数の6%を超える被保険者を特定受給資格者となる離職理由により離職させている場合（離職させた被保険者数が3人以下の場合を除く）、奨励金は支給されません。

## II 社内精神障害者支援専門家養成奨励金

### ○ 対象事業主

労働者に精神保健福祉士等の養成課程を履修させ、ハローワーク、地方運輸局又は雇用関係給付金を扱うことができる有料・無料職業紹介事業者の紹介により、新たに雇い入れた精神障害者の雇用管理に関する業務を行わせる事業主の方です。

### ○ 助成内容

次の1の労働者に、2の養成課程を履修させ、養成課程修了日の前後6か月間にハローワーク、地方運輸局又は雇用関係給付金を扱うことができる有料・無料職業紹介事業者の紹介により雇用保険の一般被保険者として精神障害者を雇い入れ、当該精神障害者の雇用管理に関する業務を担当させた事業主の方です。

- 1 対象となる労働者  
一般被保険者として3年以上、当該事業所で雇用されている労働者
- 2 対象となる養成課程
  - (1) 精神保健福祉士の養成課程（精神保健福祉士短期養成施設、精神保健福祉士一般養成施設等の課程）
  - (2) 財団法人日本臨床心理士資格認定協会が指定する大学院（第一種）又は専門職大学院の課程
  - (3) 社会福祉士の養成課程（社会福祉士短期養成施設、社会福祉士一般養成施設等の課程）

履修者1人につき、養成課程の履修に要した費用の2/3（50万円を上限）を支給します。対象となる費用は、当該養成課程の履修に要した入学金、授業料、実習費用等の合計をいい、受講にあたって必ずしも必要とされない補助教材費、養成課程の実施機関が実施する各種行事参加に係る費用、同窓会費等は対象となりません。

また、養成課程を修了しなかった場合は、支給を受けることができません。

### ○ 受給するための手続き

支給申請については、次の①又は②のいずれか遅い日の翌日から起算して1か月以内に、必要な書類を添えて支給申請書を都道府県労働局に提出する必要があります。

- ① 対象精神障害者の雇入れ日から6か月を経過した日
- ② 養成課程修了日の翌日から3か月を経過した日

## ○ その他の注意点

精神障害者が過去3年間に働いたことのある事業所に雇い入れられる場合は、支給対象となりません。

精神障害者の雇入れ日の前日から起算して6か月前の日から1年間を経過する日までの間に被保険者を事業主都合により解雇している場合、又は同期間において雇入れ日における被保険者数の6%を超える被保険者を特定受給資格者となる離職理由により離職させている場合（離職させた被保険者数が3人以下の場合を除く）、助成金は支給されません。

支給申請に当たっては、講習に要した費用の領収書や費用の内訳が確認できる書類が必要となります。

## Ⅲ 社内理解促進奨励金

### ○ 対象事業主

精神障害者をハローワーク、地方運輸局又は雇用関係給付金を扱うことができる有料・無料職業紹介事業者の紹介により雇い入れ、又は職場復帰させるとともに、精神障害者とともに働く労働者に精神障害者の支援に関する知識を習得するための講習を受講させた事業主の方です。

### ○ 助成内容

精神障害者をハローワーク、地方運輸局又は有料・無料職業紹介事業者の紹介により雇用保険の一般被保険者として雇い入れるか、又は精神障害者の休職者（※1）を職場復帰させるとともに、次の1に該当する講習を労働者に受講させる事業主に、2の講習に要した費用の一部を支給します。

※1 休職者とは、職場復帰をした日の前日から6か月間以上休職していたものをいいます。ただし、職場復帰をした日の前日から1年間の間に延べ6か月間休職していた場合も対象となります。また、休職期間には年次有給休暇、欠勤期間を含みます。

講習の開始日の前後6か月間に精神障害者を雇い入れるか、精神障害者の休職者を職場復帰させることが必要です。

#### 1 対象となる講習

- (1) 講習時間 1回（※2）につき2時間以上
- (2) 対象者 雇い入れた精神障害者又は職場復帰した休職者と同じ職場の労働者
- (3) 講習方法・講習内容

次のいずれかに該当する者を講師とする講習又は当該事業所以外の機関が実施する精神障害者の支援に関する講習（※3）

- ① 精神科医
- ② 精神保健福祉士、臨床心理士、臨床発達心理士、社会福祉士、作業療法士、看護師又は保健師
- ③ 精神障害に関する専門的知識及び技術を有する学識経験者
- ④ 精神障害者の就労支援に係る経験を3年以上有する者
- ⑤ 精神障害者の雇用管理に係る経験を3年以上有する者
- ⑥ 事業所で雇用されている精神障害者

※2 同一の対象者に対する講習で内容に連続性がある講習は、初回から最終回までを1回みなします。

※3 セルフケア（受講する対象者が自身のストレスや心の健康について理解し自らのストレスを予防、軽減するあるいはこれに対処すること）に関する講習及び通信による講習は対象となりません。

#### 2 支給額

講習1回につき、要した費用の1/2（5万円を上限）

支給対象となる講習期間は1年間を上限とし、1年間の講習回数は5回を上限とします。

#### ※ 対象となる費用

講師謝金、講師旅費、講習を実施する会場使用料、教材費・資料代、外部機関が実施する講習の受講料等

（注意）講習に参加するための対象者の旅費及び賃金等については、対象となりません。

当該事業所において選任されている産業医、当該事業所の産業保健スタッフ及び当該事業所の労働者を講師とした場合、講師謝金及び講師旅費については、支給対象とはなりません。

## ○ 受給するための手続き

支給申請については、講習が終了した日又は精神障害者の雇入れから6か月を経過した日のいずれか遅い方の日の翌日から1か月以内に必要な書類を添えて支給申請書を都道府県労働局に提出する必要があります。

講習が終了しても、精神障害者の雇入れ後6か月間を経過した日までは、支給申請できませんので、ご注意ください。

## ○ その他の注意点

精神障害者が過去3年間に働いたことのある事業所に雇い入れられる場合は、支給対象となりません。

精神障害者の雇入れ日の前日から起算して6か月前の日から1年間を経過する日までの間に被保険者を事業主都合により解雇している場合、又は同期間において雇入れ日における被保険者数の6%を超える被保険者を特定受給資格者となる離職理由により離職させている場合（離職させた被保険者数が3人以下の場合を除く）、助成金は支給されません。

支給申請に当たっては、講習に要した費用の領収書や費用の内訳が確認できる書類が必要となります。

## IV ピアサポート体制整備奨励金

### ○ 対象事業主

精神障害者をハローワーク、地方運輸局又は雇用関係給付金を扱うことができる有料・無料職業紹介事業者の紹介により雇入れ、又は職場復帰させるとともに、社内の精神障害者に精神障害者への配慮事項等に関する事業所への助言等、ピアサポートの業務を担当させた事業主の方です。

### ○ 助成内容

精神障害者をハローワーク、地方運輸局又は有料・無料職業紹介事業者の紹介により雇用保険の一般被保険者として雇い入れるか、又は精神障害者の休職者（※）を職場復帰させるとともに、社内の精神障害者（1年以上安定して雇用されている者）に1に該当する精神障害者の雇用管理に関する業務を新たに担当させた場合に、2の奨励金を支給します。

※ 休職者とは、職場復帰をした日の前日から6か月間以上休職していたものをいいます。ただし、職場復帰をした日の前日から1年間の間に延べ6か月間休職していた場合も対象となります。また、休職期間には年次有給休暇、欠勤期間を含みます。

精神障害者の雇入れ又は休職者の職場復帰の日の前後6か月間に社内の精神障害者を担当者として配置することが必要です。

#### 1 社内の精神障害者が担当するピアサポート業務

次のいずれかに該当するもの

- (1) 精神障害者の職場定着や休職者の職場復帰を進めるために必要とされる配慮事項等に係る事業所への助言
- (2) 当該事業所の産業保健スタッフ等の協力の下での精神障害者又は休職者に対する、経験に基づいた職場生活、職場復帰等に関する情報提供、助言等
- (3) (1) 又は (2) のほか、精神障害者の職場定着又は休職者の職場復帰に資する業務

#### 2 支給額

配置した社内の精神障害者1人あたり25万円

### ○ 受給するための手続き

支給申請については、次の①又は②のいずれか遅い日から6か月を経過した日の翌日から1か月以内に必要な書類を添えて支給申請書を都道府県労働局に提出する必要があります。

- ① 精神障害者の雇入れ又は休職者の職場復帰
- ② 社内の精神障害者の担当者としての配置

## ○ その他の注意点

雇い入れる精神障害者が、過去3年間に働いたことのある事業所に雇い入れられる場合は、支給対象となりません。

精神障害者の雇入れ日の前日から起算して6か月前の日から1年間を経過する日までの間に被保険者を事業主都合により解雇している場合、又は同期間において雇入れ日における被保険者数の6%を超える被保険者を特定受給資格者となる離職理由により離職させている場合（離職させた被保険者数が3人以下の場合を除く）、助成金は支給されません。

## 職場支援従事者配置助成金

重度知的障害者又は精神障害者を継続して雇用する労働者として雇い入れた事業主に対して、賃金の一部を助成することにより、これらの者の雇用機会の増大を図ることを目的としています。

### ○ 対象事業主

重度知的障害者又は精神障害者の方を、公共職業安定所、地方運輸局（運輸監理部並びに厚生労働大臣が国土交通大臣に協議して指定する地方運輸局監理部又は運輸支局の事務所を含む。（以下「地方運輸局」という。））又は雇用関係給付金を扱うことができる有料・無料職業紹介事業者（※）の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れ、職場支援従事者（職場支援パートナー）の配置を行う事業主の方です。

（※）：雇用関係給付金を取り扱うことができる有料・無料職業紹介事業者とは、事前に厚生労働省職業安定局長の定める項目について同意する旨の届出を行い、それを示す「標識」を掲げている事業者です。

### ○ 助成内容

ハローワーク若しくは地方運輸局又は有料・無料職業紹介事業者若しくは無料船員職業紹介事業者の紹介により、一般被保険者として対象労働者（※1）を雇い入れた日から3か月以内に、職場支援従事者（以下「職場支援パートナー」という。）（※2）の配置を行う事業主に対して、助成金（最大36か月間）を支給します。

なお、1人の職場支援パートナーにつき、対象労働者3人まで支援可能となります。

#### 【助成額】

短時間労働者（※3）以外：対象労働者1人当たり 月額3万円（中小企業は月額4万円）

短時間労働者（※3）：対象労働者1人当たり 月額1万5千円（中小企業は月額2万円）

ただし、これらの額に支給対象期の月数を乗じて得た額が、職場支援従事者の当該支給対象期の賃金の合計の額を上回る場合は、当該賃金額を上限として支給します。

※1 雇入れ日現在の満年齢が65歳未満の重度知的障害者又は精神障害者

※2 対象労働者が行う業務に関する実務経験が1年以上あり、かつ、次の(1)から(7)のいずれかの要件を満たし、対象労働者の業務の遂行に関する必要な援助及び指導の業務について相当程度の経験及び能力を有すると公共職業安定所長が認める者をいいます。

- (1) 特例子会社又は重度障害者多数雇用事業所（障害者雇用促進法施行規則第22条第1項各号のいずれかに該当する事業所）での障害者の指導に関する経験が1年以上ある者
- (2) 重度知的障害者及び精神障害者を雇い入れた事業所において、障害者の指導に関する経験が2年以上ある者
- (3) 障害者福祉施設、障害者就業・生活支援センターなどの就労支援機関、精神科・診療内科等を標榜する医療機関などでの障害者の相談等に係る実務経験が1年以上ある者
- (4) 障害者職業生活相談員の資格を有する者
- (5) 職場適応援助者養成研修修了者である者
- (6) 産業カウンセラーの資格を有する者
- (7) 精神保健福祉士、社会福祉士、作業療法士、臨床心理士、臨床発達心理士、看護師又は保健師の資格を有する者

※3 1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の者を指します

### ○ 受給するための手続き

職場支援従事者配置助成金（職場支援パートナー配置助成金）の支給を受けるには、次の2つの雇入れ等のいずれかの遅い方の日の3か月以内までに、必要な書類を労働局またはハローワークに提出が必要で（なお、①の雇入れから3か月以内に②を行うことが必要です。）。

- ① 対象労働者の雇入れ
- ② 職場支援パートナーの配置

支給対象期間は、上記①又は②のいずれか遅い方の日から3年間とし、6か月ごとに支給されます。支給を受けるには、支給対象期ごとに必要な書類を添えて支給申請書を都道府県労働局又はハローワークに提出する必要があります。

## ○ その他の注意点

対象労働者が過去3年間に働いたことのある事業所（出向、派遣、請負を含む）に雇い入れられる場合は、支給対象となりません。

対象労働者が紹介日以前に雇入れ事業所で事前研修を受けていた場合や、アルバイトを行っていた場合、雇用予約がある場合は、支給対象となりません。

対象労働者の雇入れ日の前日から起算して6か月前の日から1年間を経過する日までの間に被保険者を事業主都合により解雇している場合、又は同期間において雇入れ日における被保険者数の6%を超える被保険者を特定受給資格者となる離職理由により離職させている場合（離職させた被保険者数が3人以下の場合を除く）、助成金は支給されません。

第1回目の支給申請がなされていない場合でも、第2回目の支給申請は行えます（ただし、第1回目分は支給されません）。

この他にも支給の要件がありますので労働局またはハローワークへお尋ねください。

## 地域再生中小企業創業助成金

雇用失業情勢の改善の動きが弱い地域においては、地域再生分野（雇用創出に資する重点分野）での創業により、雇用機会の創出を図ることを目的としています。

### ○ 対象事業主

雇用失業情勢の改善の動きが弱い地域（※1）において、地域再生事業（※2）を行う法人を設立又は個人事業を開業し、公共職業安定所等（公共職業安定所若しくは地方運輸局又雇用関係給付金を取り扱うことができる有料・無料職業紹介事業者（※3））の紹介により、継続して雇用する雇用保険の一般被保険者として労働者を2人以上雇い入れる事業主に対し、創業に係る経費及び労働者の雇入れについて一定額を助成します。

（※1）雇用失業情勢の改善の動きが弱い地域とは、以下の21道県をいいます。

北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県

（※2）上記の21道県それぞれが定める雇用創出に資する重点分野（以下「地域再生分野」といいます。）に該当する事業をいいます。詳しくは、21道県それぞれを管轄する道県労働局にお尋ね下さい。

（※3）雇用関係給付金を取り扱うことができる有料・無料職業紹介事業者とは、事前に厚生労働省職業安定局長の定める項目について同意する旨の届出を行い、それを示す「標識」を掲げている事業者です。

次の区分の地域の違いにより、適用される種別が異なります。

1 第1種地域再生中小企業創業助成金（以下「第1種」といいます。）

雇用失業情勢が特に厳しい地域（北海道、青森県、岩手県、秋田県、高知県、長崎県、熊本県、宮崎県、鹿児島県又は沖縄県の10道県）

2 第2種地域再生中小企業創業助成金（以下「第2種」といいます。）

雇用失業情勢の改善の動きが弱い地域のうち1以外の地域（宮城県、山形県、福島県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、愛媛県、福岡県、佐賀県又は大分県の11県）

受給できるのは、次の1から15のいずれにも該当する事業主です。

- 1 雇用保険の適用事業の事業主であること。
- 2 中小企業者の要件を満たす事業主であること。
- 3 雇用失業情勢の改善の動きが弱い地域に法人等の主たる事業所を設置していること。
- 4 法人の設立又は個人事業の開業（以下「法人等の設立」といいます。）の日（以下「法人等設立日」といいます。）から起算して6ヶ月を経過する日までに地域再生事業計画書（以下「事業計画書」といいます。）を提出し、認定を受けた事業主であること。
- 5 認定を受けた計画に基づき、地域再生事業を主たる事業として行っている事業主であること。
- 6 事業の実施に必要な許認可等を受けていることをはじめとして、法令を遵守し、適切に運営するものであること。
- 7 次の(1)・(2)の条件を満たす労働者（以下「創業・雇入支援対象労働者」といいます。）を2人以上雇用している事業主であること。
  - (1) 継続して雇用する労働者（雇い入れ当初より、雇用保険の一般被保険者であって1週間の所定労働時間が30時間以上である者に限り、トライアル雇用、雇用期間の定めのある労働者、外国人技能実習生を除く。）として6ヶ月以上雇用されている者
  - (2) 公共職業安定所等（公共職業安定所若しくは地方運輸局又は適正な運用を期すことのできる有料・無料職業紹介事業者）の紹介により雇い入れられた者

- 8 資本、資金、人事、取引等の状況からみて、親会社、子会社又は関連会社とほぼ同等の関係にある事業主が行う事業と、事業内容に関し同一性が認められる事業を行っていないこと。
- 9 当該法人等の代表者（生計を一にする親族を含む。）が、法人等設立日から過去3年以内に個人事業主又は法人の代表者であった者でないこと。
- 10 法人等の取締役会その他これに準ずる機関の構成員の過半数が、事業内容に関し同一性が認められる事業を行う他の事業主の役員である者、又は役員であった者でないこと。
- 11 営業譲渡、営業の賃貸借、営業の委託等に伴い設立された法人等の事業主でないこと。
- 12 法人の代表者が専ら当該法人等の業務（当該法人等が個人である場合にあっては、当該個人の開始した事業に係る業務をいう。）に従事するものであること。
- 13 法人等設立日から、助成金の支給申請日までの間に、当該法人等が雇用する雇用保険の一般被保険者を事業主都合で解雇したことがない事業主であること。
- 14 本助成金の支給決定等に必要なる労働関係帳簿類（出勤簿、タイムカード、賃金台帳、船員法第67条に定める記録簿等、労働者名簿等）及び会計関係帳簿類（総勘定元帳、現金出納簿、小切手帳、法人等の預金通帳等）を備えている事業主であること。
- 15 管轄労働局が事業所に立ち入って行う実地調査に協力的な事業主であること。（管轄労働局が事業所に立ち入って行う実地調査において、その存在が確認できない不動産又は動産に係る経費は、対象経費には該当しないものとなります。）

## 注意

- 1 次のいずれかに該当する場合には、この助成金は支給されません。
  - (1) 創業した事業の内容が、次のいずれかに該当する事業主
    - ① 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするもの
    - ② 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするもの
    - ③ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするもの
    - ④ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及び同条第11項に規定する接客業務受託営業を行うことを目的とするもの
  - (2) 過去に助成金の支給を受けたことがある事業主（法人の代表者を含む。）
  - (3) 暴力団関係事業所の事業主
- 2 次のいずれかに該当する労働者は、創業・雇入支援対象労働者から除外します。
  - (1) 公共職業安定所等の紹介以前に、雇用の内定があった対象労働者を雇い入れる場合
  - (2) 資本、資金、人事、取引等の状況からみて、対象労働者を雇用していた事業主と密接な関係にある事業主が対象労働者を雇い入れる場合
  - (3) 雇い入れた日の前日から過去3年間に職場適応訓練（短期の職場適応訓練を除く。）を受け又は受けたことのある者を当該職場適応訓練を行い、又は行った事業主が雇い入れる場合
  - (4) 雇い入れた日の前日までに雇用関係、出向、派遣、請負、アルバイト、事前研修により就労したことのある者を、再び同一事業所に雇い入れる場合
  - (5) 法人等設立日の1年前に当該法人等の代表者が在籍していた事業所に同時期に在籍していた者を雇い入れる場合
  - (6) 当該法人等の代表者と生計を一にする親族を雇い入れる場合

## ○ 助成内容

### 1 創業支援金

法人等設立日から6ヶ月以内に要し、かつ6ヶ月以内に支払った次の①から③までに該当する対象経費（人件費を除きます。）の合計額に以下の割合を乗じた額（以下「基準額」といいます。）が支給されず。

(1) 第1種の場合は合計額の1/2とします。

ただし、以下に定める額を上限とします。

創業・雇入支援対象労働者が5人以上の場合 上限額 500万円

創業・雇入支援対象労働者が5人未満の場合 上限額 300万円

(2) 第2種の場合は合計額の1/3とします。

ただし、以下に定める額を上限とします。

創業・雇入支援対象労働者が5人以上の場合 上限額 250万円

創業・雇入支援対象労働者が5人未満の場合 上限額 150万円

① 法人等の設立に関する事業計画作成費

経営コンサルタント等の相談経費及び法人設立の登記又は開業に関する開廃業等届出書の作成等の代行費用等

ただし、本助成金の算定基礎の対象経費としては、75万円を限度とします。

② 職業能力開発経費

事業を円滑に運営するための、創業者又は創業・雇入支援対象労働者に対する教育訓練経費

③ 設備・運営経費（1点もしくは1契約が10万円以上のものに限りです。）

事業所の改修工事費、設備・備品、事務所借料、広告宣伝費等の設備・運営費

ただし、事務所借料等についての本助成金の算定基礎の対象経費としては、6か月分を上限とします。

2 雇入れ奨励金及び追加雇入れ奨励金

(1) 第1種の場合

創業・雇入支援対象労働者1人につき60万円が支給されます。ただし100人分が限度となります。

(2) 第2種の場合

創業・雇入支援対象労働者1人につき30万円が支給されます。ただし100人分が限度となります。

○ 受給するための手続き

1 地域再生事業の認定申請

法人等設立日から起算して6ヶ月を経過する日までに事業計画書の認定申請を21道県それぞれを管轄する道県労働局に行うことが必要です。

法人等の設立の前に事業計画書の認定申請を行う場合は、法人等の設立を事業計画書の認定から3ヶ月後までに行う必要があります。

2 支給申請

(1) 創業支援金又は雇入れ奨励金

創業・雇入支援対象労働者が5人（5人に満たない場合は2人目）に達した日から6ヶ月を経過する日以降であって、支給申請に係る創業・雇入支援対象労働者の最後の雇入れ日から6ヶ月を経過する日以後、当該日の翌日から起算して1ヶ月を経過する日、若しくは法人等の設立等の日から起算して1年を経過する日の翌日から起算して1か月を経過する日までの間に、創業支援金及び雇入れ奨励金の支給申請をすることができます。

(2) 追加雇入れ奨励金

最初の支給申請後、法人等設立日から起算して1年を経過する日までの間に新たに創業・雇入支援対象労働者を雇い入れたときは、法人等設立日から18ヶ月を経過する日の翌日から1ヶ月を経過する日の間に、雇入れ奨励金について、追加支給申請をすることができます。ただし、既に申請がなされた創業・雇入支援対象労働者が離職している場合は、新たに創業・雇入支援対象労働者の要件を満たした人数から、既に申請がなされた創業・雇入支援対象労働者のうち離職した人数を差し引いて追加雇入れ奨励金を支給申請することとなります。

## ○ その他の注意点

※ 地域再生中小企業創業助成金については、創業・雇入支援対象労働者を6ヶ月以上雇用すれば必ず受給できるものではなく、労働者を継続して雇用する事業主の方に対して支給する助成金です。

そのため、以下の点にご注意ください。

地域再生中小企業創業助成金における創業支援金については、創業支援金の支給申請の際に上限額が決定されることとなります。

法人等設立日から起算して1年を経過する日までに5人以上創業・雇入支援対象労働者を雇入れる予定であって、創業・雇入支援対象労働者を5人以上雇入れた場合の上限額の支給を受けようとするようなケースについては、創業支援金の支給申請日において1人目から5人目までの全ての創業・雇入支援対象労働者を継続して雇用していることが支給の要件となります。

この他にも支給の要件がありますので労働局またはハローワークへお尋ねください。

## 定年引上げ等奨励金 (高年齢者労働移動受入企業助成金)

定年を控えた高年齢者で、その知識や経験を活かすことができる他の企業での雇用を希望する者を、職業紹介事業者の紹介により、雇い入れる事業主に対し、助成金を支給することにより、高年齢者の円滑な労働移動の支援を強化することを目的としています。

### ○ 対象事業主

他の企業への再就職を希望する定年予定者を、雇用関係給付金を取り扱うことができる有料・無料職業紹介事業者(※1)の紹介により、定年の1年前の日から定年到達時までの間に、失業を経ることなく受け入れた事業主の方です。

(※1) : 雇用関係給付金を取り扱うことができる有料・無料職業紹介事業者とは、事前に厚生労働省職業安定局長の定める項目について同意する旨の届出を行い、それを示す「標識」を掲げている事業者です。

### ○ 対象要件

受給するためには、次の要件すべてに該当している必要があります。

- 1 雇用保険の適用事業の事業主であること。
- 2 65歳未満の被保険者(短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除きます。以下同じです。)を次の(1)と(2)のいずれにも該当する条件により雇い入れた事業主であること。(平成24年4月6日以降の雇い入れを対象とします。)
  - (1) 当該被保険者を雇用していた事業主が定める定年に当該被保険者が達する日の1年前の日から当該定年に達する日までの間に当該被保険者との間で労働契約を締結すること(定年退職後採用日まで一定程度期間が空いても差し支えありません)。
  - (2) 当該被保険者を65歳以上まで雇用する見込みがあること。
- 3 当該被保険者の雇入れの前日から起算して6か月前の日から1年間の間に、当該事業所で雇用する被保険者を事業主の都合で解雇(勧奨退職等を含む。)していないこと。
- 4 当該被保険者の雇入れの前日から起算して6ヶ月前の日から1年間の間に、当該事業所において、特定受資格者(※2)となる離職理由によりその雇用する被保険者を被保険者数の6%を超えて離職させていないこと(3人以下である場合を除く。))。

上記に該当する場合であっても、次のいずれかに該当する場合は支給されません。支給後は返還となります。

- ① 職業紹介事業者の紹介以前に雇用関係又は雇用の内定があった対象労働者を雇い入れる場合。
- ② 雇い入れられた翌日から1年経過後までの間、対象労働者を事業主の都合により解雇(雇い止め、勧奨退職等を含む。)した場合。
- ③ 雇い入れた日の前日から過去3年間に当該事業所において、被保険者として雇用した者等を雇い入れる場合。
- ④ 資本金、資金、人事、取引等の状況からみて当該被保険者を雇用していた事業主と密接な関係にある他の事業主である場合。
- ⑤ 当該被保険者に対する賃金を支払期日を超えて支給申請を行うまでに支払っていない場合。
- ⑥ 職業紹介事業者の紹介時点と異なる条件で雇い入れ、当該対象労働者から異なる旨の申し出があった場合。
- ⑦ 労働保険料の納付を2年を超えて滞納している場合。
- ⑧ 偽りその他の不正の行為により本来受けることのできない各種助成金の支給を受け、又は受けようとしこ

とにより、3年間にわたる助成金の不支給措置が執られている場合。

- ⑨ 雇入れの日から起算して1年前の日から支給申請日の前日までの期間に高齢法第8条又は第9条違反がある場合。
- ⑩ 労働関係法令の違反により、当該事業主に助成金を支給することが適当でないと認められる場合。

(※2)：特定受給資格者とは、離職理由が、倒産・解雇等により再就職の準備をする余裕がなく離職を余儀なくされた雇用保険受給資格者です。

## ○ 助成内容

上記2に該当する雇入れに係る者1人につき70万円を支給します。

ただし、短時間労働者（一定の所定労働時間が20時間以上30時間未満である者をいいます。）として雇入れる場合については40万円となります。

## ○ 受給するための手続き

対象事業主が、助成の対象となる労働者を雇入れた場合には、雇入れの日の翌日から起算して6か月を経過した日から1年以内に支給申請書に必要な書類を添えて、主たる事務所の所在する都道府県を業務担当区域とする（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「機構」といいます。）地域障害者職業センター雇用支援課（東京及び大阪については窓口サービス課）（以下「高齢・障害者雇用支援センター」といいます。）を經由して機構理事長に申請を行います。

様式、添付書類等詳しくは最寄りの高齢・障害者雇用支援センターで確認してください。

## ○ その他の注意点

ご申請いただいた内容を確認するため、必要に応じ別途書類の提出のお願いや、訪問等による調査を実施させていただくことがあります。また、高齢・障害者雇用支援センターから、公共職業安定所等の職業安定機関に必要な照会を行います。

## 再就職支援給付金

再就職援助計画等を作成・提出した中小事業主が民間の職業紹介事業者を活用して事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者の再就職を実現した場合に支給されます。

### ○ 対象事業主（次のいずれにも該当する中小企業事業主に対して支給されます。）

- ① 雇用保険の適用事業の中小企業事業主であること。
- ② 雇用対策法第24条第1項又は第25条第1項に規定する再就職援助計画を作成し、同法第24条第3項又は第25条第1項の規定による公共職業安定所長の認定を受けた中小企業事業主、又は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第17条第1項に規定する求職活動支援書若しくは同項の規定の例により、定年又は継続雇用制度がある場合における当該制度の定めるところにより離職することとなっている60歳以上65歳未満の者の希望に基づき、当該者について作成する書面を作成する前に求職活動支援基本計画書を作成し、都道府県労働局長に提出した中小企業事業主であること。  
なお、求職活動支援基本計画書の提出については、当該労働局長の指揮監督する公共職業安定所長を経由して行うことができます。
- ③ 計画対象被保険者又は支援書等対象被保険者（以下「計画対象被保険者等」という。）の再就職に係る支援を委託する旨を再就職援助計画又は求職活動支援基本計画書（以下「再就職援助計画等」という。）に記載した中小企業事業主であること。
- ④ ③の再就職援助計画等について、労働組合等からその内容について同意を得た中小企業事業主であること。
- ⑤ 職業紹介事業者（職業安定法第32条の3第1項に規定する有料職業紹介事業者に限る。）（再就職支援給付金の支給に関し厚生労働省職業安定局長が定める条件に同意し、職業安定局長が定める標識を事務所の見やすい場所に掲示している者に限る。）に、計画対象被保険者等の再就職に係る支援を委託し、当該委託に要する費用を負担した中小企業事業主であること。
- ⑥ ⑤の委託に係る計画対象被保険者に対し、求職活動等のための休暇を1日以上与え、当該休暇の日について、労働日に通常支払われる賃金の額以上の額を支払った中小企業事業主であること。
- ⑦ 委託に係る計画対象被保険者等の再就職を離職の日から起算して2か月（同意雇用開発促進地域（地域雇用開発促進法（昭和62年法律第23号）第7条に規定する同意雇用開発促進地域をいう。以下同じ。）において当該同意雇用開発促進地域に係る地域雇用開発計画（地域雇用開発促進法第5条第1項に規定する地域雇用開発計画をいう。以下同じ。）に定められた計画期間内に当該計画対象被保険者等の再就職を実現した場合は3か月、45歳以上の者であるときは5か月）以内（当該委託に期間の定めがある場合であって、その末日が当該離職の日の翌日から起算して2か月以内（同意雇用開発促進地域において当該同意雇用開発促進地域に係る地域雇用開発計画に定められた計画期間内に当該対象被保険者等の再就職を実現した場合は3か月、45歳以上の者であるときは5か月）にあるときは、その末日）に実現した中小企業事業主であること。

### ○ 助成内容

中小企業事業主が再就職に係る支援の委託に要する費用（再就職が実現した計画対象被保険者等に係るものに限る。）の1/2（45歳以上の者であるときは2/3）、限度額1人当たり40万円で、同一の再就職援助計画等につき300人を限度とします。

## ○ 受給するための手続き

対象事業主が、助成の対象となる労働者の再就職を実現した場合には、当該助成対象労働者のうち最後のものの再就職が実現した日の翌日から起算して2か月以内又は、個々の助成対象労働者の再就職が実現した日の翌日から起算して2か月以内に支給申請書に必要な書類を添えて都道府県労働局長に申請を行います。なお、当該申請については、当該都道府県労働局長の指揮監督する公共職業安定所長を経由して行うことができます。

様式、添付書類等詳しくは最寄りの都道府県労働局又は公共職業安定所で確認してください。